

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 26 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障 害 児 支 援 担 当 御 中
児 童 相 談 所 設 置 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、5月14日付けで実施した「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に係る事業所影響調査（放課後等デイサービス事業）」（以下、「事業所影響調査」という。）の結果は、別添の通りとなっています。

本調査結果等を踏まえ、放課後等デイサービスの運用改善に向けて、下記の通りの取扱いとするので、御了知の上、貴管内市区町村、関係機関等への周知方、よろしくお取り計らいください。

なお、本取扱いに基づく取組の実施状況等については、今後改めて調査を実施する予定としておりますので、御協力の程お願いいたします。

記

1. 指標該当児の判定について

平成30年4月1日時点での障害児の状況については、厚生労働省告示第269号に定める指標（以下「新指標」という。）及びその他これに準ずるとして市町村が認められた方法により判定を行っていただいているところであるが、事業所影響調査の結果、報酬区分が「区分1」と判定された事業所の割合に自治体ごとのばらつきが見られたことから、以下の取扱いとする。

ア. 再判定の実施

以下に該当する障害児等に対し、市区町村において9月末までに新指標による指標該当の再判定を積極的に実施すること。

- ①保護者等からの聴き取りを行うことなく書面のみで判定を行った児童
 - ②利用している放課後等デイサービス事業者から、合理的な理由に基づく再判定の求めがあった児童
- 等

イ. 適切な判定のために留意すべき事項

判定を行うに当たっては、以下の点に特に留意されたい。

- ① 保護者に加え、相談支援専門員、放課後等デイサービス事業所等から収集した情報も活用しつつ、障害児の状態の適切な把握に努める
- ② 判定の結果、非該当となる児童が以下の手帳の所持者又は特別児童扶養手当の受給対象児童である場合は、新指標による各項目が適切に判定されているか、再度確認を行う
 - ・療育手帳（A区分）
 - ・精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級）
- ③ 新指標による判定の実施に当たっては、「障害支援区分の認定調査員マニュアル」（厚生労働省）に示す「『できたりできなかつたりする場合』は『できない状況』に基づき判断する」等の基本的な考え方に準拠するとともに、各項目の判断基準について、障害支援区分における調査項目の留意点及び判断基準を準用する

2. 延べ利用児童数の算定について

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月30日障発0330第16号）において、報酬区分の導入後3月経過後は、3か月における障害児の延べ利用人数により算出することとしているが、これに加え、本事務連絡の1に基づく再判定による影響を勘案し、平成30年10月以降のサービス提供分に係る報酬区分については以下の取扱いとする。

ア. 平成30年10月以降のサービス提供分に係る報酬区分については、7月1日から9月末までの3か月間の延べ利用児童数全体に占める指標該当児の割合により決定する。報酬区分の変更が生じた事業所にあつては、10月末までに新たな報酬区分に基づく届出を提出することとし、10月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用する。

イ. その際、平成30年7月1日から9月末までに行つた判定により、非該当児が指標該当児となつた場合には、7月1日から指標該当児であつたものとみなすこととして差し支えない。

なお、平成31年度の報酬区分を決定するに当たっては、30年10月1日から31年3月末までの6か月の延べ利用児童数の実績に基づいて報酬区分を適用することとし、31年4月末までに届出があつた場合には、4月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用することを想定しており、その具体的な運用については今後改めて連絡する予定である。